

公 開 資 料
No.5
平成 25 年 11 月

## 人事給与システム 平成25年 年末調整にかかわるシステム対応

### 主な内容

- I. 税制改正と法廷調書の変更点（国税庁資料参考）
- II. 人事給与システムへのシステム対応について
- III. その他

## I. 税制改正と法廷調書の変更点(国税庁資料抜粋)

### 1. 給与所得控除にかかわる変更点

#### (1) 1500万円を超える場合の給与所得控除について

その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除については、245 万円の上限が設けられました。

〈〈適用関係〉〉この改正は、平成 25 年分以後の所得税について適用されます。

#### IV 源泉徴収に際して控除される各種控除

##### 1 給与所得控除

給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とされています(所法28②)。

この給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じて、次のように定められています(所法28③)。

給与等の収入金額	給与所得控除額
162万5,000円以下である場合	65万円
162万5,000円を超え180万円以下である場合	収入金額×40%
180万円を超え360万円以下である場合	収入金額×30% + 18万円
360万円を超え660万円以下である場合	収入金額×20% + 54万円
660万円を超え1,000万円以下である場合	収入金額×10% + 120万円
1,000万円を超え1,500万円以下である場合	収入金額×5% + 170万円
1,500万円を超える場合	245万円

なお、月々(日々)の源泉徴収税額を求める際に使用する「給与所得の源泉徴収税額表」(月額表や日額表など)には、既に給与所得控除相当額が織り込まれていますので、月々(日々)の源泉徴収の都度この給与所得控除額を計算する必要はありません。また、年末調整の際には、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した後の給与等の金額を基に「年末調整のための所得税額の速算表」を使用して税額を求めることとなりますが、この場合の給与所得控除後の給与等の金額は、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求めます(所法28④、190)。

#### ※参考資料:

- [平成 25 年分 所得税の改正のあらまし\(平成 25 年 5 月\)\(PDF/528KB\)](#)
- [平成 25 年版 源泉徴収のしかた\(給与所得者の扶養控除等\(異動\)申告書・源泉徴収に際して控除される各種控除\)](#)

## 2. 復興特別所得税にかかわる変更点(年調年税額)

(1) 源泉徴収票 ※レイアウトに変更はありません。

源泉徴収税額には所得税及び復興特別所得税を合わせたものを記入するよう変更されました。

(2) 源泉徴収簿

2012年までの年調年税額の項目は『年調所得税額』へ変更され、新たに『年調年税額(21×102.1%)(100円未満切り捨て)』の欄が追加されました。

※102.1%とは復興特別所得税を加味するための割合

※項目名称については上記以外にも軽微な変更が数カ所存在します。

(詳細については『Ⅱ. 人事給与システムへのシステム対応について』を参照してください)

### 源泉徴収票

第1 給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)

平成25年分の給与所得の源泉徴収票の様式です。(平成24年から変更はありません。)

平成25年分 給与所得の源泉徴収票

所得税及び復興特別所得税の合計額を記入してください。

年末調整の際、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けた受給者については、その適用を受けた年を居住の用に供した年月日を業報欄に記入してください。

氏名	国税 太郎
住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
生年月日	昭和45年11月25日
勤続年数	10年
給与支払額	5,265,000円
源泉徴収額	97,530円
合計	6,835,000円
給与所得控除後の給与等の金額	4,951,500円
社会保険料等からの控除	815,994円
雑所得等からの控除	176,460円
生命保険料の控除	115,000円
地震保険料の控除	44,800円
配偶者特別控除	1,140,000円
所得控除後の合計所得金額	2,299,257円
引当金等	2,659,000円
年調所得税額	168,400円
年調年税額	28,400円
年調年税額	28,900円
合計	120,222円

### 源泉徴収簿

【平成25年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿】

氏名	国税 太郎	整理番号	
前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額			
上の税額につき還付又は徴収した月区分			
扶養控除等の申告			
区	分	金額	税額
給料・手当等	①	5,265,000円	97,530円
賞与等	②	1,570,000円	51,592円
計	③	6,835,000円	149,122円
給与所得控除後の給与等の金額	④	4,951,500円	
社会保険料等からの控除	⑤	815,994円	
雑所得等からの控除	⑥	176,460円	
生命保険料の控除	⑦	115,000円	
地震保険料の控除	⑧	44,800円	
配偶者特別控除	⑨	1,140,000円	
所得控除後の合計所得金額	⑩	2,299,257円	
引当金等	⑪	2,659,000円	
年調所得税額	⑫	168,400円	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	⑬	140,000円	
年調所得税額	⑭	28,400円	
年調年税額	⑮	28,900円	
合計	⑯	120,222円	

※参考資料:

- 平成25年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引(平成25年9月)

## Ⅱ. 人事給与システムへのシステム対応について

1. 画面修正点・・・入力操作にかかわる変更点はありません。

### (1) 年末調整データ照会

年税額から年調年税額へ項目名の変更と、表示される金額について所得税及び復興特別所得税を併せた額へ変更しています。

給与額	徴収税額	年調年税額	住宅借入金等特別控除額	過不足額	計算	税区
9,000	265,146	19,300	0	245,846	○	甲
0,000	214,010	15,200	0	198,710	○	甲

年調所得税額欄には下記計算値が設定されます。

[計算式]  
 年調所得税額×102.1%  
 (100円未満切捨て)

### (2) 年末調整情報

項目名の変更と『年調年税額(年調所得税額×102.1%)』の欄を追加しています。

新個人年金保険料		0
旧個人年金保険料		0
旧長期損害保険料	控除額	0
地震保険料		0
配偶者特別控除額		0
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額		1,720,0
所得控除額の合計		1,937,1
差引課税給与所得金額及び算出所得税額		-731,0
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		
年調所得税額(マイナスの場合は0)		
年調年税額(年調所得税額×102.1%)		
差引超過額又は不足額		
超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	
	差引還付する金額	
不足額	同上的うち	本年中に還付する金額
		翌年において還付する金額
不足額	本年最後の給与から徴収する金額	
	前年未払給与に充当して徴収する金額	

[項目名変更]

旧	新
差引課税所得金額及び算出税額	差引課税所得金額及び算出所得税額
住宅借入金等特別控除額	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額
年調年税額(マイナスの場合は0)	年調所得税額(マイナスの場合は0)

[項目追加]

年調年税額  
 (年調所得税額×102.1%)  
 ※100円未満切り捨て

## 2. 帳票修正点

### (1) 源泉徴収簿

項目名の変更と『年調年税額(年調所得税額×102.1%)』の欄を追加しています。

未		調		整	
地震保険料の控除額	⑭	⑯のうち小規模企業共済掛金の金額			
配偶者特別控除額	⑮	(円)			
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯	380,000	⑰のうち国民年金保険料等の金額		
所得控除額の合計額	⑰	485,284	(円)		
差引課税給与所得金額(⑳-㉑)及び算出所得額	⑳	1,000円未満切捨て -470,000	㉒		
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉓				
年調所得税額(㉒-㉓、マイナスの場合は0)	㉔				
年調年税額(㉔×102.1%)	㉕		100円未満切捨て 0		
差引超過額又は不足額(㉕-㉖)	㉖		15,220		
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉗		7,610		

  

[項目名変更]	
旧	新
差引課税所得金額及び算出税額	差引課税所得金額及び算出所得税額
住宅借入金等特別控除額	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額
年調年税額(マイナスの場合は0)	年調所得税額(マイナスの場合は0)

  

[項目追加]  
年調年税額  
(年調所得税額×102.1%)  
※100円未満切り捨て

### (2) 源泉徴収合計表

項目名の変更と『年調年税額(年調所得税額×102.1%)』にかかわる欄を追加しています。  
※年調年税額表記箇所は『年調所得税額×102.1%(100円未満切り捨て)』の金額が表示されます。

職員区分 : ***総合計***		JA名称 : 農業協同組合	
給与等支給額	1,000,697,169		
給与所得控除後額	262,514,181		
社会保険料	124,522,651		
小規模企業共済等掛金	0		
扶養控除額	470,790,000		
障害者等控除額	21,930,000		
生命保険料控除額	0		
地震保険料控除額	0		
課税給与所得額	1,110,258,886		
算出所得税額	5,343,740		
住宅所得等控除額	0		
年調所得税額	5,343,740		
年調年税額	5,453,900		
源泉徴収額	50,606,898		
全体合計	人数	2,148	年調年税額 5,453,900

  

[項目名変更]	
旧	新
ヘッダ	
年税額	算出年税額
差引年税額	年調所得税額
明細	
年税額	年調年税額

  

[項目追加]  
ヘッダ  
年調年税額

(3) 賃金台帳兼源泉徴収簿

『年調年税額(年調所得税額×102.1%)』にかかわる項目名・項目金額を変更しています。  
 ※年調年税額表記箇所は『年調所得税額×102.1%』(100円未満切捨て)の金額が表示されます。

622	98,274	98,374	121,300
年末調整			
給額	6,193,800	扶養障害者等控除	380,000
税支給額	41,800	差引課税給与所得	3,185,000
所得控除後額	4,381,600	算出所得税額	221,000
保険料控除分	816,445	住宅取得等控除額	0
保険料申告分	0	年調所得税額	221,000
模共済控除額	0	減税額	0
保険料控除額	0	年調年税額	225,600
保険料控除額	0	徴収税額	253,369
者特別控除額	0	差引過不足額	27,769

[項目名変更]

旧	新
年税額	算出所得税額
差引年税額	年調所得税額
減税後年税額	年調年税額

年調年税額  
 (年調所得税額×102.1%)  
 ※100円未満切り捨て

(4) 源泉徴収票

レイアウトに変更はありません

※源泉徴収税額は『年調所得税額×102.1%』(100円未満切捨て)の金額が表示されます。

平成25年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 氏名 年調0604	氏名 0072880604
種別 給与・賞与	支払金額 15,000,001
給与所得控除後の金額 12,550,001	所得控除の額の合計額 2,983,399
源泉徴収税額 1,654,800	
控除の額 1	133,399
受給者生年月日 32 1 15	
支払者 農業協同組合	整理番号 315-2

源泉徴収税額は『年調所得税額×102.1%』(100円未満切捨て)の金額が表示されます。

※源泉徴収簿の年調年税額と同額

---

### 3. 補足

#### (1) 給与支払報告書データ(CSV)、税務署提出用データ(CSV)について

源泉徴収税額欄や、年調年税額欄へは『年調所得税額×102.1%)(100 円未満切捨て)』の金額が設定されます。

#### (2) 未登録者源泉徴収票について

入力等のレイアウト変更はありませんが、復興特別所得税にかかわるシステム変更が入っていますので、去年までの Excel 雛形はご利用できません。新規に Excel 雛形よりダウンロードしたファイルをご使用ください。

#### (3) BIレポートにについて

『年末調整計算チェック表\_計算金額』の年調年税額欄は『年調所得税額×102.1%)(100 円未満切捨て)』の金額が設定されます。

## IV. その他

### 1. システム提供時期

2013年11月25日(月曜日)～2013年11月26日(火曜日)  
(JA担当部署との調整により前後する場合があります)

### 2. お問い合わせ先

#### (1) システムについて

JA兵庫情報センター株式会社  
業務部 開発課  
人事給与システム担当

〒651-2102

神戸市西区学園東町2丁目1-1

TEL:078-793-6190 (JAライン:3793-6190)

URL:<http://www.ja-hyoinf.co.jp/>

※なお、源泉徴収事務についての詳細等は最寄の税務署にお問い合わせください。